

保 発 0331 第 8 号
令和 3 年 3 月 31 日

健康保険組合連合会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

令和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める告示の適用について

令和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める告示（令和 3 年厚生労働省告示第 142 号。以下「減算率告示」という。）が本日告示され、令和 3 年 4 月 1 日から適用されることである。

減算率告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 減算率告示の趣旨

後期高齢者支援金の加算・減算制度において、減算の対象となる保険者（以下「減算対象保険者」という。）に係る減算率（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 121 条第 1 項第 1 号の確定後期高齢者支援金調整率をいう。以下同じ。）については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）第 25 条の 3 第 1 項第 2 号において、1 から①に掲げる額を②に掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率とされているところ、令和元年度後期高齢者支援金に係る当該率を定めるもの。

- ① 各年度における全ての加算の対象となる保険者（以下「加算対象保険者」という。）に係る法第 119 条第 1 項の確定後期高齢者支援金の額の総額と各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額
- ② 各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

第2 減算率告示の内容

(1) 令和元年度後期高齢者支援金に係る減算率

令和元年度後期高齢者支援金に係る減算率は、次に掲げる保険者の種類ごとに、一定の基準（基準の詳細については（2）を参照）に基づいて算定した合計点数区分に応じて次のとおりとすること。

ア 単一型健康保険組合

- ・合計点数 157 点以上 100 分の 99.804319662
- ・合計点数 107 点以上 157 点未満 100 分の 99.895637153
- ・合計点数 107 点未満 100 分の 99.947818576

イ 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合

- ・合計点数 164 点以上 100 分の 99.804319662
- ・合計点数 109 点以上 164 点未満 100 分の 99.895637153
- ・合計点数 109 点未満 100 分の 99.947818576

ウ 共済組合

- ・合計点数 141 点以上 100 分の 99.804319662
- ・合計点数 109 点以上 141 点未満 100 分の 99.895637153
- ・合計点数 109 点未満 100 分の 99.947818576

(2) 減算率の決定に用いる基準

減算率の決定に用いる基準は次のとおりとすること。

1 平成 30 年度において、次に掲げる基準を満たすこと。

65 点

- (1) 特定健康診査（法第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	90/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団	85/100
算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	70/100

- (2) 特定保健指導（法第 18 条第 1 項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	60/100
-----------------	--------

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	35/100
--	--------

- 2 平成 30 年度において、次に掲げる基準を満たすこと（1 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

60 点

- (1) 特定健康診査の実施率が 1 の(1)に掲げる率以上であること。
 (2) 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	55/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	30/100
共済組合	45/100

- 3 平成 30 年度において、次に掲げる基準を満たすこと（1 又は 2 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

30 点

- (1) 特定健康診査の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	81/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団	76.5/100
算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	63/100

- (2) 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	49.5/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	27/100
共済組合	45/100

- 4 平成 30 年度の特健康診査の実施率が平成 29 年度と比較して 10/100 以上上昇していること（3 の(1)に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

20 点

5 平成 30 年度の特定健康診査の実施率が平成 29 年度と比較して 5/100 以上上昇していること（3 の(1)及び 4 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

10 点

6 平成 30 年度の特定保健指導の実施率が平成 29 年度と比較して 10/100 以上上昇していること（3 の(2)に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

20 点

7 平成 30 年度の特定保健指導の実施率が平成 29 年度と比較して 5/100 以上上昇していること（3 の(2)及び 6 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

10 点

8 令和元年度において、「高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 40 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の適用について」（令和 2 年 4 月 1 日付け保発 0401 第 5 号厚生労働省保険局長通知。以下「令和 2 年通知」という。）第 1 の 2 の(1)に掲げる取組を実施していること。

4 点

9 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 2 の(1)に掲げる取組を実施し、一定期間が経過した後に、受診勧奨を行った加入者の受診状況を確認していること。

4 点

10 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 2 の(2)に掲げる取組を実施していること。

4 点

11 平成 30 年度における特定健康診査の受診者数に占める特定保健指導の対象者の割合が平成 29 年度と比較して 3/100 以上低下していること。

10 点

12 平成 30 年度における特定健康診査の受診者数に占める特定保健指導の対象者の割合が平成 29 年度と比較して 1.5/100 以上低下していること（11 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。

5点

13 令和元年度において、令和2年通知第1の3の(1)に掲げる取組を実施していること。

5点

14 令和元年度において、特定健康診査の結果を加入者に通知するに当たって、医師、看護師、保健師、管理栄養士その他の医療に従事する専門職による対面での情報提供を実施していること。

4点

15 令和元年度において、令和2年通知第1の3の(2)に掲げる取組を実施していること。

5点

16 令和元年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。

4点

- (1) 保険者協議会（法第157条の2に規定する保険者協議会をいう。）（2）について同じ。）に対し、特定健康診査に関する記録を提供するとともに、保険者協議会と連携し、地域の健康課題を分析すること。
- (2) 保険者協議会と連携し、地域の健康課題の解決に資する事業を他の保険者と共同で実施すること。

17 令和元年度において、令和2年通知第1の4の(1)に掲げる取組を実施していること。

4点

18 令和元年度において、令和2年通知第1の4の(2)に掲げる取組を実施していること。

4点

19 令和元年度において、令和2年通知第1の4の(2)に掲げる通知を送付した者について、先発医薬品から後発医薬品への切替率、切替による効果額等の使用状況の変動を把握していること。

4点

20 令和元年度において、後発医薬品の使用割合が80/100以上であること。

5点

- 21 令和元年度において、後発医薬品の使用割合が 70/100 以上であること（20 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。
- 3 点
- 22 令和元年度における後発医薬品の使用割合が平成 30 年度と比較して 10/100 以上上昇していること。
- 5 点
- 23 令和元年度において、後発医薬品の使用割合が平成 30 年度と比較して 5/100 以上上昇していること（22 に掲げる基準を満たす場合を除く。）。
- 3 点
- 24 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(1)に掲げる取組を実施していること。
- 4 点
- 25 令和元年度において、がん検診の結果、精密検査が必要となった者の受診状況を確認し、受診勧奨を行っていること。
がん検診は保険者自ら単独で行うものに加えて、事業主や他保険者等と共同実施するものを含むものであること。
- 4 点
- 26 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(2)に掲げる取組を実施していること。
- 4 点
- 27 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(3)に掲げる取組を実施していること。
- 4 点
- 28 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(4)に掲げる取組を実施していること。
- 4 点
- 29 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(5)に掲げる取組を実施していること。
- 4 点

- 30 令和元年度において、保険者自らインフルエンザワクチン接種等の予防接種を実施していること又は予防接種を受けた加入者に対して当該予防接種に係る費用の補助を行っていること。
4点
- 31 令和元年度において、令和2年通知第1の6の(1)に掲げる取組を実施していること。
4点
- 32 令和元年度において、令和2年通知第1の6の(2)に掲げる取組を実施していること。
4点
- 33 令和元年度において、令和2年通知第1の6の(3)に掲げる取組を実施していること。
4点
- 34 令和元年度において、令和2年通知第1の6の(4)に掲げる取組を実施していること。
5点
- 35 令和元年度において、令和2年通知第1の6の(5)に掲げる取組を実施していること。
4点
- 36 令和元年度において、令和2年通知第1の7の(1)に掲げる取組を実施していること。
4点
- 37 令和元年度において、令和2年通知第1の7の(2)に掲げる取組を実施していること。
4点
- 38 令和元年度において、令和2年通知第1の7の(3)に掲げる取組を実施していること。
4点
- 39 令和元年度において、令和2年通知第1の7の(4)に掲げる取組を実施していること。
4点

- 40 平成 30 年度における被扶養者（算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 19 条第 1 項に規定する組合員の世帯に属する者をいう。41 において同じ。）に係る特定健康診査の実施率が、次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	63/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団	59.5/100
算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	49/100

4 点

- 41 平成 30 年度における被扶養者に係る特定保健指導の実施率が、次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	38.5/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	21/100
共済組合	31.5/100

4 点

第 3 適用期日

減算率告示は、令和 3 年 4 月 1 日から適用すること。

○厚生労働省告示第四百二十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、令和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

令和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める告示

厚生労働大臣 田村 憲久

令和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)以下「算定政令」という。第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率は、次の各号に掲げる保険者の種類ごとに当該各号に掲げる合計点数(別表の上欄に掲げる基準に同じ、当該基準のそれぞれについて同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計をいう。以下同じ。)の区分に応じて定める率とする。

一 健康保険組合(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。)

イ 合計点数百五十七点以上 百分の九十九・八〇四三一九六六二

ロ 合計点数百七点以上百五十七点未満 百分の九十九・八九五六三七二五三

ハ 合計点数百七点未満 百分の九十九・九四七八一八五七六

二 健康保険組合(健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。)、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合

イ 合計点数百六十四点以上 百分の九十九・八〇四三一九六六二

ロ 合計点数百九点以上百六十四点未満 百分の九十九・八九五六三七二五三

ハ 合計点数百九点未満 百分の九十九・九四七八一八五七六

三 共済組合

イ 合計点数百四十一人以上 百分の九十九・八〇四三一九六六二

ロ 合計点数百九点以上百四十一点未満 百分の九十九・八九五六三七二五三

ハ 合計点数百九点未満 百分の九十九・九四七八一八五七六

別表

基準

一 当該年度の前年度において、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「法」という。第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の実施率(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百十号)以下「算定省令」という。第四十条の二第二項に規定する特定健康診査の実施率をいう。以下同じ。)が次に掲げる保険者の種類に同じ、それぞれに掲げる率以上であること。

(1) 単一型健康保険組合及び共済組合 百分の九十

(2) 総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団 百分の八十五

(3) 算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の七十

点数

六十五点

<p>ロ 特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率（算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。</p> <p>(1) 単一型健康保険組合及び共済組合 百分の六十</p> <p>(2) 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の三十五</p>	
<p>二 当該年度の前年度において、次に掲げる基準を満たすこと（第一号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。）。</p> <p>イ 特定健康診査の実施率が第一号の項イに掲げる率以上であること。</p> <p>ロ 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。</p> <p>(1) 単一型健康保険組合 百分の五十五</p> <p>(2) 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の三十</p> <p>(3) 共済組合 百分の四十五</p>	六十點
<p>三 当該年度の前年度において、次に掲げる基準を満たすこと（第一号の項又は第二号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。）。</p> <p>イ 特定健康診査の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。</p> <p>(1) 単一型健康保険組合及び共済組合 百分の八十一</p> <p>(2) 総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団 百分の七十六・五</p> <p>(3) 算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の六十三</p> <p>ロ 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。</p> <p>(1) 単一型健康保険組合 百分の四十九・五</p> <p>(2) 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の二十七</p> <p>(3) 共済組合 百分の四十五</p>	三十點
<p>四 当該年度の前年度において、特定健康診査の実施率が当該年度の前々年度と比較して百分の十以上上昇していること（第三号の項イに掲げる基準を満たす場合を除く。）。</p>	二十點
<p>五 当該年度の前年度において、特定健康診査の実施率が当該年度の前々年度と比較して百分の五以上上昇していること（第三号の項イ及び第四号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。）。</p>	十點
<p>六 当該年度の前年度において、特定保健指導の実施率が当該年度の前々年度と比較して百分の十以上上昇していること（第三号の項ロに掲げる基準を満たす場合を除く。）。</p>	二十點
<p>七 当該年度の前年度において、特定保健指導の実施率が当該年度の前々年度と比較して百分の五以上上昇していること（第三号の項ロ及び第六号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。）。</p>	十點
<p>八 当該年度において、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和二年厚生労働省告示第八十五号。以下「基準告示」という。）第二号イに掲げる取組を実施していること。</p>	四點
<p>九 当該年度において、基準告示第二号イに掲げる取組を実施し、一定期間が経過した後、受診勧奨を行った加入者の受診状況を確認していること。</p>	四點
<p>十 当該年度において、基準告示第二号ロに掲げる取組を実施していること。</p>	四點
<p>十一 当該年度の前年度における特定健康診査の受診者数に占める特定保健指導の対象者の割合が当該年度の前々年度と比較して百分の三以上低下していること。</p>	十點
<p>十二 当該年度の前年度における特定健康診査の受診者数に占める特定保健指導の対象者の割合が当該年度の前々年度と比較して百分の一・五以上低下していること（第十一号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。）。</p>	五點
<p>十三 当該年度において、基準告示第三号イに掲げる取組を実施していること。</p>	五點
<p>十四 当該年度において、特定健康診査の結果を加入者に通知するに当たって、医師、保健師、管理栄養士その他の医療関係者による対面での情報提供を実施していること。</p>	四點
<p>十五 当該年度において、基準告示第三号ロに掲げる取組を実施していること。</p>	五點

	十六 当該年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。 イ 保険者協議会（法第五十七条の二に規定する保険者協議会をいう。ロにおいて同じ。）に對し、特定健康診査に関する記録を提供するとともに、保険者協議会と連携し、地域の健康課題を分析すること。 ロ 保険者協議会と連携し、地域の健康課題の解決に資する事業を他の保険者と共同で実施すること。	四点
	十七 当該年度において、基準告示第四号イに掲げる取組を実施していること。	四点
	十八 当該年度において、基準告示第四号ロに掲げる取組を実施していること。	四点
	十九 当該年度において、基準告示第四号ロに掲げる通知を送付した者について、先発医薬品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第七条の二に規定する新医薬品等をいう。）及び後発医薬品（保険医療機関及び保健医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号二に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用状況の変動を把握していること。	四点
	二十 当該年度において、後発医薬品の使用割合が百分の八十以上であること。	五点
	二十一 当該年度において、後発医薬品の使用割合が百分の七十以上であること（第二十号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。）。	三点
	二十二 当該年度における後発医薬品の使用割合が当該年度の前年度と比較して百分の十以上上昇していること。	五点
	二十三 当該年度において、後発医薬品の使用割合が当該年度の前年度と比較して百分の五以上上昇していること（第二十二号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。）。	三点
	二十四 当該年度において、基準告示第五号イに掲げる取組を実施していること。	四点
	二十五 当該年度において、がん検診の結果、精密検査が必要となった者の受診状況を確認し、受診勧奨を行っていること。	四点
	二十六 当該年度において、基準告示第五号ロに掲げる取組を実施していること。	四点
	二十七 当該年度において、基準告示第五号ハに掲げる取組を実施していること。	四点
	二十八 当該年度において、基準告示第五号ニに掲げる取組を実施していること。	四点
	二十九 当該年度において、基準告示第五号ホに掲げる取組を実施していること。	四点
	三十 当該年度において、保険者自ら予防接種を実施していること又は予防接種を受けた加入者に対して当該予防接種に係る費用の補助を行っていること。	四点
	三十一 当該年度において、基準告示第六号イに掲げる取組を実施していること。	四点
	三十二 当該年度において、基準告示第六号ロに掲げる取組を実施していること。	四点
	三十三 当該年度において、基準告示第六号ハに掲げる取組を実施していること。	四点
	三十四 当該年度において、基準告示第六号ニに掲げる取組を実施していること。	五点
	三十五 当該年度において、基準告示第六号ホに掲げる取組を実施していること。	四点
	三十六 基準告示第七号イに掲げる取組を実施していること。	四点
	三十七 基準告示第七号ロに掲げる取組を実施していること。	四点
	三十八 基準告示第七号ハに掲げる取組を実施していること。	四点
	三十九 基準告示第七号ニに掲げる取組を実施していること。	四点
	四十 基準告示第七号ホに掲げる取組を実施していること。	四点
	四十一 基準告示第七号へに掲げる取組を実施していること。	四点